

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学医学部規程（以下「医学部規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、医学部が開講する科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(単位修得及び履修の認定)

第2条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験、レポート等（以下「試験等」という。）に基づき、科目担当教員が行うものとする。

(成績評価を受ける資格)

第3条 学生は、各授業科目の講義・実験・実習及び実技のそれぞれの時間数の3分の2以上出席しなければ、原則として試験等の成績評価を受ける資格を認められない。

(特別欠席の取扱)

第4条 次の理由により欠席する者は、所定の特別欠席許可願を医学部医療人育成課に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。原則として、授業担当教員は欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

(1) 忌引

父母及び配偶者にあつては、7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。

(2) 天災

大学が必要と認める日・時間

(3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

(4) その他やむを得ない事情で教務委員会が認めたとき。

ただし、事前に特別欠席許可願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は特別欠席と認めないこととする。

(試験等の種類)

第5条 試験等は定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、原則として学期末に行う。

3 前項に定める試験のほか、担当教員は、学修成果の評価を随時行うことができる。

(追試験)

第6条 定期試験の成績評価を受ける資格を有する者が、正当な理由により当該試験等を受けることができなかったときは、科目担当教員の承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第7条 定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者は、科目担当教員の承認を得て再試験を受けることができる。

2 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、評点又は評語をもって表し、合否の認定は、次の基準どおりとする。

評点	成績評価基準	評語	認定
100点～90点	到達目標を特に優秀な水準で達成している	秀	合格
89点～80点	到達目標を優秀な水準で達成している	優	合格
79点～70点	到達目標を良好に達成している	良	合格
69点～60点	到達目標の必要最低限は達成している	可	合格
59点～0点	到達目標の必要最低限を達成していない	不可	不合格

(成績評価に対する異議申立て)

第9条 学生は、成績評価に異議がある場合は、医学部医療人育成課を通じて医学部副学部長（教務担当）に異議を申し立てることができる。異議申し立てに関し必要な事項は、別に定める。

(不正行為)

第10条 不正行為をした者は、学務規則により懲戒処分を受ける。

(進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱い)

第11条 医学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第1のとおりとする。

2 看護学科生の進級及び卒業の認定基準並びに原級した場合の取扱いは、別表第2のとおりとする。

3 原級した学生は、不合格科目の再履修に支障がないことを条件に、教務委員会及び聴講を希望する科目の担当教員が認める場合、既履修科目並びに次学年の未履修科目を聴講することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成22年度以降に入学した者から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2は、平成24年度以降に入学した者から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成27年度以降に入学した者から適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1は、平成28年度は1年次から3年次に在籍する学生に適用し、4年次から6

年次の学生は従前の例による。平成29年度は1年次から4年次に在籍する学生に適用し、5年次から6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成30年度は1年次から5年次に在籍する学生に適用し、6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成31年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

この細則は、平成28年10月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成30年度は1年次から5年次に在籍する学生に適用し、6年次に在籍する学生は、従前の例による。平成31年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、平成31年度に1年次に在籍する学生から適用する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の備考3の規定は、令和2年度以降に入学した者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和2年11月4日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の備考2の規定は、令和3年度は令和3年度に入学した者に適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。令和4年度以降は在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び同表備考は、令和4年度以降に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1は、令和5年度以降に在籍する全ての学生に適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和6年2月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び同表備考は、令和6年度以降に入学した者から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

医学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業要件	在学期間
1年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の	4年間

	単位を修得すること。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。	
2年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目教育課程表に定められた2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。 ● 1、2年次の在学期間は4年間であり、期間を過ぎても3年次に進級できない場合は、除籍の対象となる。	
3年	(1) 教養教育科目教育課程表に定められた1年次、2年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。 (2) 医学科専門科目（基盤形成科目）教育課程表に定められた3年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。ただし、研究室配属及び公衆衛生学実習は除く。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を履修し単位を修得するものとする。	8年間
4年 臨床実 習生 資格認 定	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2—1に定められた4年次までに修得すべき所定の科目、研究室配属及び公衆衛生学実習の単位修得に必要な要件を満たすこと。 (2) 当該年度に実施される共用試験（CBT・Pre—CC OSCE）の全てに合格すること。 ※ 第1号に規定する科目の単位修得は、第2号の要件を満たすことにより認められる。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2—1に定められた全ての科目を3年次後期から再履修し、共用試験（CBT・Pre—CC OSCE）の全てに合格するものとする。 ※ 第1号及び第2号の要件を満たした者には臨床実習生（医学）の資格が与えられ、クリニカル・クラークシップⅠに進むことができる。	
5年 CC 進級判 定	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2—2に定められたクリニカル・クラークシップⅠを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験に合格すること。 ※ クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験の合格によりクリニカル・クラークシップⅠの単位修得が認められる。 ※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップⅠをすべて再履修し、クリニカル・クラークシップⅠ到達度試験に合格するものとする。	
6年	(1) 医学科専門科目（臨床医学科目）教育課程表2—2に定められたクリニカル・クラークシップⅡを履修し、単位修得に必要な要件を満たした上で、Post—CC OSCEに合格すること。 ※ Post—CC OSCEの合格によりクリニカル・クラークシップⅡの単位修得が認められる。 ※ 第1号の要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、クリニカル・クラークシップⅡをすべて再履修し、Post—CC OSCEに合格するものとする。	

※在学期間は通算して12年間である。

※休学期間は在学期間に算入しない

別表第2（第11条関係）

看護学科生の進級・卒業認定基準

学年	進級・卒業判定基準
1年	教養教育科目及び看護学科専門科目教育課程表に定められた1年次に修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
2年	教養教育科目及び看護学科専門科目教育課程表に定められた2年次終了までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
3年	看護学科専門科目教育課程表に定められた3年次前期終了までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。
4年	看護学科専門科目教育課程表に定められた卒業までに修得すべき所定の科目の単位を修得すること。

備考

1. 各学年の進級及び卒業要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を修得するものとする。
2. 不合格科目の取扱い
 - (1) 卒業の認定に必要な教養教育科目の不合格科目はすべて再履修とする。
 - (2) 専門基礎科目及び専門科目の選択科目に関しては、不合格科目を再履修するか、他の科目を履修するか、いずれかを選択する。
3. 臨地実習履修基準
 - (1) ひむか看護実習の履修基準は以下のとおりとする。
 - ①ひむか看護実習Ⅰは、ひむか看護論を修得見込みの者であること。
 - ②ひむか看護実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅱを修得した者であること。
 - (2) 基礎看護学実習の履修基準は以下のとおりとする。
 - ①基礎看護学実習Ⅰは、看護学原論、基礎看護技術Ⅰ、ひむか看護実習Ⅰを修得見込みの者であること。
 - ②基礎看護学実習Ⅱは、基礎看護学実習Ⅰ、看護理論、基礎看護技術Ⅱ・Ⅲを修得し、かつ看護過程を修得見込みの者であること。
 - (3) 各専門領域看護学実習の履修基準は、①から⑦に指定したそれぞれの専門科目を修得した者とする。
 - ①成人・老年看護学実習Ⅰは、成人看護援助論Ⅳ、成人看護援助論Ⅴを修得した者であること。
 - ②成人・老年看護学実習Ⅱは、成人・老年看護学実習Ⅰを修得見込みの者であること。
 - ③成人・老年看護学実習Ⅲは、老年看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ④精神看護学実習は、精神看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑤母性看護学実習は、母性看護援助論Ⅱを修得した者であること。
 - ⑥小児看護学実習は、小児看護援助論Ⅲを修得した者であること。
 - ⑦在宅ケア実習は、在宅看護援助論を修得した者であること。
 - (4) 総合実習は、専門領域の臨地実習をすべて修得した者であること。